令和６年第１回定例会（２月議会）
建設委員会・分科会
提出資料（当初予算関係）

令和６年２月２０日
出　　　納　　　局

【予算関係】

会　計　課　　公金事務取扱手数料について　・・・　3

会　計　課　　窓口キャッシュレス決済推進事業について　・・・　5

財産活用課　　県有建築物エスコ推進事業について　・・・　7

【議案関係】

会　計　課　　秋田県証紙条例の一部を改正する条例案について　・・・　9

公金事務取扱手数料について

会　計　課

１　概　要

公金の取扱いに係る経費について、地方公共団体と指定金融機関がそれぞれ適正に負担するよう見直しを促す通知が国からあったことに加え、為替取引において仕向銀行から被仕向銀行に支払われる全国一律の手数料（内国為替制度運営費）が創設されて県の支払いにもこれが適用されることから、県が指定金融機関に支払う手数料を新設する。

また、これに伴い県が指定金融機関に支払っている公金事務取扱基本手数料（年額２２万円）を廃止することから、公金の取扱いに係る手数料の一部を改める。

２　内　訳

（１）県の支払を取り扱う際の手数料

手数料種別	区　　分	１件当たり（円）	年間見込み件数（件）
口座振込手数料（新設）	秋田銀行あて	５５．０	２５０，０００
	他行あて	１２３．２	１５０，０００
紙媒体による振込手数料（新設）	秋田銀行あて　（３万円未満）	３３０	１００
	〃　（３万円以上）	５５０	１００
	他行あて　（３万円未満）	６０５	３００
	〃　（３万円以上）	７７０	７００

※単価は税込み

（２）公金事務取扱基本手数料の廃止により改める手数料

手数料種別	区　　分	１件当たり（円）	年間見込み件数（件）
残高証明書（新設）	電算出力	４４０	１２
	手書き	６６０	
組戻手数料（改定）	－	１，１００	１００

※単価は税込み

３　**開始時期**
令和６年１０月

４　**予算額**
１６，６５８千円（㊀　１６，６５８千円）
内訳 ［役務費　　１６，６５８千円］

（参考）「内国為替制度運営費」
（一社）全国銀行資金決済ネットワークが運営する全国銀行データ通信システムにおいて、内国為替制度を安定的に運営するため、仕向銀行から被仕向銀行に対して支払われる費用であり、全国一律に６８．２円（税込）と定められている。

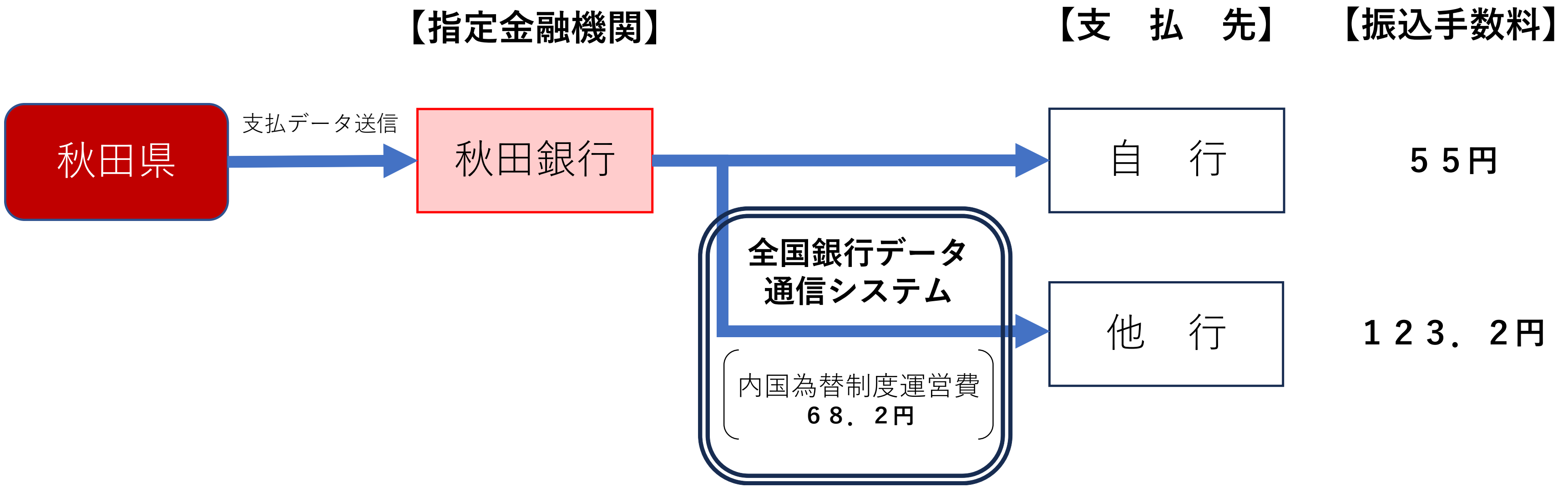

窓口キャッシュレス決済推進事業について

会　計　課

１　目　的

支払窓口で現金もしくは証紙により納付することとなっている使用料・手数料についてキャッシュレス納付を可能とし、県民の利便性向上を図る。

２　概　要

窓口にキャッシュレス決済端末を設置し、納付の際、クレジットカード、電子マネー、ＱＲコードによることを選択できるようにする。

また、会計事務の効率化のため、決済情報（納付日、使用料名、金額など）を電子的に集計するＰＯＳシステムをキャッシュレス決済端末に組み込む。

３　設置箇所

本庁舎、第二庁舎、総合県税事務所、地域振興局、単独公所（一部）、警察本部、指定管理施設（一部）
（６６か所　６８台）

設置箇所	設　置　場　所
本庁舎	会計課
第二庁舎	クリーンエネルギー産業振興課、総合防災課、教育庁義務教育課
地域振興局	総務企画部、福祉環境部
単独公所	健康環境センター、動物愛護センター、北部・中央・南部家畜保健衛生所、秋田・大館能代空港管理事務所、博物館
警察本部	生活安全企画課、高速道路交通警察隊、運転免許センター（３）、警察署
指定管理施設	北部・中央・南部男女共同参画センター、ゆとり生活創造センター、県立体育館、総合プール、新屋運動広場、県立スケート場、県立武道館、総合射撃場、環境保全センター、小泉潟公園、県立美術館

４　運用開始

令和６年１０月予定

５　予算額

２８，４５５千円（デジタル田園都市国家構想交付金活用予定【補助率：１／２】）

内訳

役務費	４，０４４千円
委託料	２４，３４７千円
使用料及び賃借料（事務費）	６４千円

委託料の内訳

・キャッシュレス決済端末設置	２０，０７０千円
・ＰＯＳシステム利用料	４，２７７千円

※委託先は、企画提案競技により決定する。

（参考）キャッシュレス納付の流れ

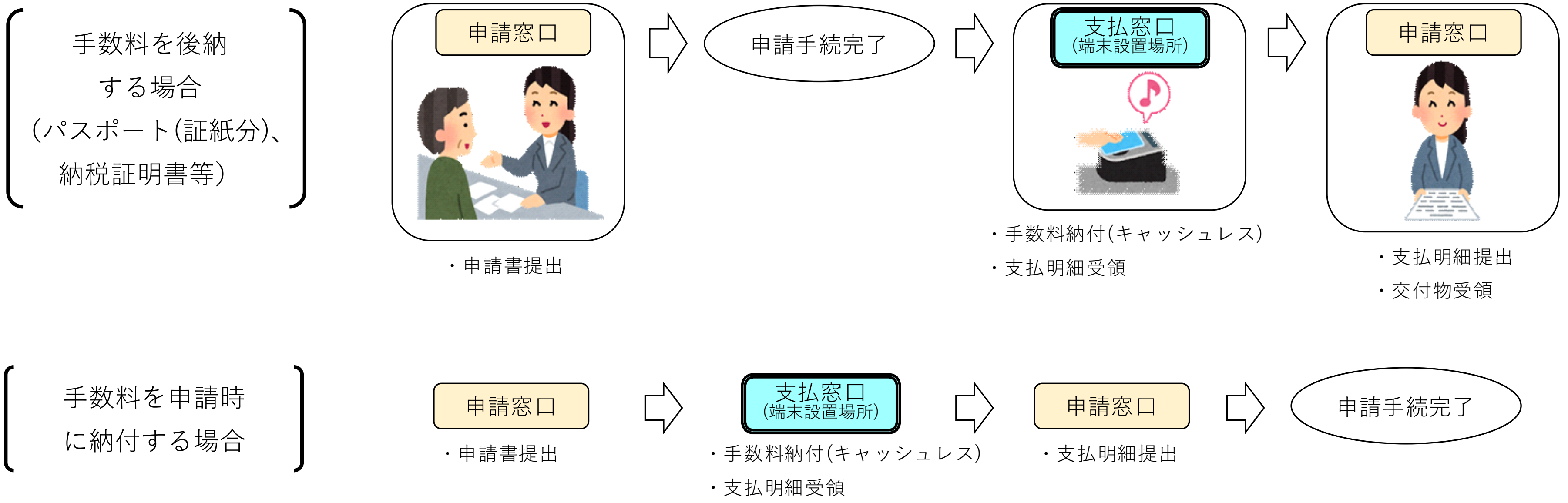

※申請窓口にキャッシュレス決済端末がある場合は、その場で申請手続・支払手続きが完了

県有建築物エスコ推進事業について

財産活用課

１　目　的

県有施設の設備更新をエスコ事業で行うことにより、光熱水費等のコスト抑制と温室効果ガス排出量の削減を図り、県有施設におけるカーボンニュートラルを推進する。

２　内　容

民間の提案や資金を活用して､大規模施設に省エネ効果の高い設備等の導入を行うエスコ事業について、継続分のサービス料を支払うとともに、老朽化が進む第二庁舎の空調設備等の改修に向けて、新たに導入可能性調査を行う。

・包括的エネルギーサービス委託（継続分）
　① 秋田ふるさと村エスコ事業　（事業期間 平成２３年度～令和７年度）
　② 老人福祉総合エリアエスコ事業（北部、中央、南部）（事業期間 平成２９年度～令和１３年度）
・㊊第二庁舎エスコ事業可能性調査

３　予算額　１６，０３２千円　（㊀１６，０３２千円）

内訳
- 委託料　１５，９３７千円
  - ・秋田ふるさと村エスコ事業　８，２５０千円
  - ・老人福祉総合エリアエスコ事業　４，８６５千円
  - ・第二庁舎エスコ事業可能性調査　２，８２２千円
- 旅費（事務費）　９５千円

（参考）エスコ事業のスキーム

※エスコ（ESCO）：ｴﾈﾙｷﾞｰ(Energy)ｻｰﾋﾞｽ(Service)ｶﾝﾊﾟﾆｰ(COmpany)の略称

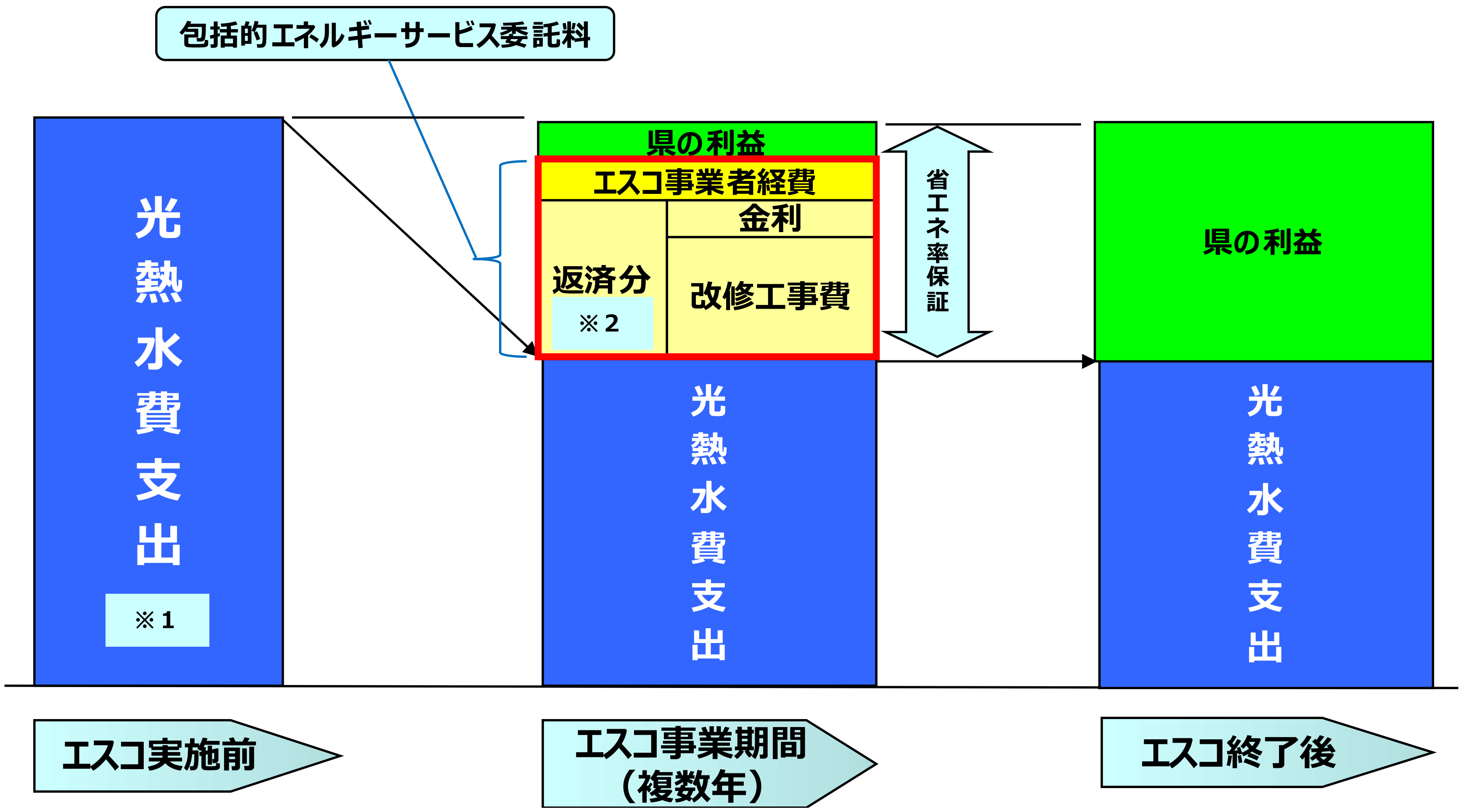

※１　光熱水費支出のほか、改修費や維持管理費を含む場合がある。

※２　改修資金を県が調達する場合は、「エスコ事業者の経費」のみが包括的エネルギーサービス委託料になる。

秋田県証紙条例の一部を改正する条例案について

会　計　課

１　改正理由

情報通信技術を利用する方法による使用料及び手数料の納付の範囲の拡大により、書面による申請等に係る使用料及び手数料であって指定納付受託者に納付を委託されたもの等について証紙による収入の方法によらないこととする必要がある。

２　改正概要

規則により証紙で徴収することとしている使用料及び手数料のうち、電子申請によるものについては証紙によらずキャッシュレス納付にすることとしている（旅券手数料を除く。）が、キャッシュレス納付の対象を拡大する。

（１）旅券手数料（第１条関係）

旅券の切替申請については、令和５年３月からマイナポータルによる電子申請が可能となっていたが、国の方針によりキャッシュレス納付に対応しておらず、第２条ただし書きによりキャッシュレス納付の対象から除外していたところ、令和６年７月からキャッシュレス納付（クレジットカードのみ）が可能になることから、原則どおりキャッシュレス納付の対象とする。

（２）指定納付受託者が納付の委託を受けたもの（第２条関係）

「指定納付受託者制度」は、地方公共団体に公金をキャッシュレス等で納付しようとする者が地方公共団体が指定する決済代行業者（指定納付受託者。以下「受託者」という。）に納付を委託し、受託者が公金の納入義務を負う制度である。令和６年１０月から支払窓口でのキャッシュレス納付を実施するため、受託者に支払われる納付金を証紙による徴収の対象から除外する。

（３）その他

その他所要の規定の整理を行う。

３　施行期日

２（１）は令和６年７月１日、２（２）は令和６年１０月１日から施行する。

（参考）本改正による納付方法の拡大

		現　行	令和６年７月１日～ （第１条関係）	令和６年１０月１日～ （第２条関係）
証紙で徴収する使用料及び手数料 （旅券手数料除く）	書面による申請	証紙納付 （第２条本文）	証紙納付 （第２条本文）	証紙納付（第２条本文） **電子納付：窓口キャッシュレス対応分** **（改正後の条例第２条ただし書第２号）**
	電子申請	電子納付 （第２条ただし書）	電子納付 （改正後の条例第２条ただし書第１号）	電子納付 （改正後の条例第２条ただし書第１号）
旅券手数料	書面による申請	証紙納付 （第２条本文）	証紙納付 （第２条本文）	証紙納付（第２条本文） **電子納付：窓口キャッシュレス対応分** **（改正後の条例第２条ただし書第２号）**
	電子申請	証紙納付 （第２条ただし書「規則で定めるものを除く。」）	証紙納付（第２条本文） **電子納付：マイナポータルによるクレカ払い** **（改正後の条例第２条ただし書第１号）**	証紙納付（第２条本文） 電子納付：マイナポータルによるクレカ払い（改正後の条例第２条ただし書第１号） **電子納付：窓口キャッシュレス対応分** **（改正後の条例第２条ただし書第２号）**

秋田県証紙条例の一部を改正する条例案新旧対照表

秋田県証紙条例の一部改正（第一条による改正）

新	旧
（証紙による収入の方法により徴収する歳入） 第二条　使用料及び手数料で規則で定めるもの並びに自動車税の環境性能割（地方税法第百六十二条第一項の規定によって納付する自動車税の環境性能割（同法第百七十条の規定による当該自動車税の環境性能割に係る延滞金を含む。）に限る。）、自動車税の種別割（同法第百七十七条の十一第三項に定める自動車税の種別割をいう。）及び狩猟税は、証紙による収入の方法により徴収する。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。 一　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請等又は秋田県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十九年秋田県条例第一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請等に係るものであって、当該申請等により得られた納付情報による納付の方法により徴収するもの 二　地方税法第七百四十七条の二第一項の規定により同法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して行う書面等地方税関係申告等に係るもの	（証紙による収入の方法により徴収する歳入） 第二条　使用料及び手数料で規則で定めるもの並びに自動車税の環境性能割（地方税法第百六十二条第一項の規定によって納付する自動車税の環境性能割（同法第百七十条の規定による当該自動車税の環境性能割に係る延滞金を含む。）に限る。）、自動車税の種別割（同法第百七十七条の十一第三項に定める自動車税の種別割をいう。）及び狩猟税は、証紙による収入の方法により徴収する。ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請等、秋田県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十九年秋田県条例第一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請等又は地方税法第七百四十七条の二第一項の規定により同法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して行う書面等地方税関係申告等に係るもの（規則で定めるものを除く。）については、この限りでない。

秋田県証紙条例の一部改正（第二条による改正）

新	旧
（証紙による収入の方法により徴収する歳入） 第二条　使用料及び手数料で規則で定めるもの並びに自動車税の環境性能割（地方税法第百六十二条第一項の規定によって納付する自動車税の環境性能割（同法第百七十条の規定による当該自動車税の環境性能割に係る延滞金を含む。）に限る。）、自動車税の種別割（同法第百七十七条の十一第三項に定める自動車税の種別割をいう。）及び狩猟税は、証紙による収入の方法により徴収する。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。 一　略 二　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の二の規定により指定納付受託者が納付の委託を受けたもの（前号に掲げるものを除く。） 三　略	（証紙による収入の方法により徴収する歳入） 第二条　使用料及び手数料で規則で定めるもの並びに自動車税の環境性能割（地方税法第百六十二条第一項の規定によって納付する自動車税の環境性能割（同法第百七十条の規定による当該自動車税の環境性能割に係る延滞金を含む。）に限る。）、自動車税の種別割（同法第百七十七条の十一第三項に定める自動車税の種別割をいう。）及び狩猟税は、証紙による収入の方法により徴収する。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。 一　略 二　略